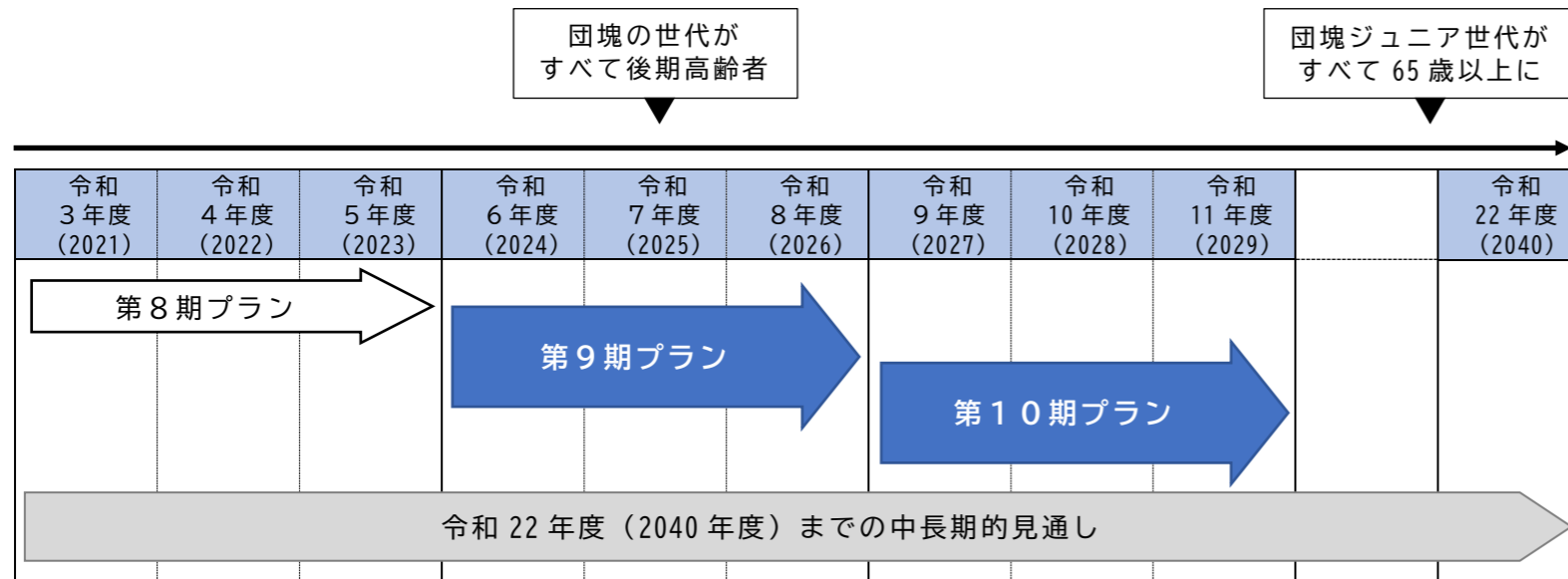


第10期にしん高齢者ゆめプラン策定について

1 策定の趣旨

○老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉事業や介護保険事業について3年を一期とする計画を定めるもの。

○現在の第9期プランは、令和6年度から令和8年度までが計画期間。第10期プラン（令和9年度から令和11年度まで）に向けて、令和7年度から策定作業に着手する。



2 計画の位置づけ及び内容

○計画の法的な位置づけ等は次のとおり。

計画名	にしん高齢者ゆめプラン（日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	
根拠規定	老人福祉法第20条の8	介護保険法第117条
内容	<p>（市町村老人福祉計画）</p> <p>第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。</p> <p>3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項</p> <p>二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項</p>	<p>（市町村介護保険事業計画）</p> <p>第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>二 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項</p> <p>四 前号に掲げる事項の目標に関する事項</p>

		<p>3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p> <p>二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策</p> <p>三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計</p> <p>四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項</p> <p>五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るための事業に関する事項</p> <p>六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(予防給付に係るものに限る。)の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項</p> <p>七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項</p> <p>八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第五項に規定する登録住宅のそれぞれの入居定員総数</p> <p>九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項</p>
<p>勘案事項等</p>	<p>4 市町村は、第二項の目標を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。</p>	<p>4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。</p> <p>5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。</p>

※他の法律、他の計画との整合について

○老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保を図る

○社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和を保つ

3 策定体制

○第10期プランの策定にあたっては、全体の検討は日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において行い、必要に応じて日進市地域包括ケア検討会議及び部会でも意見を伺う予定。

附属機関名	日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	日進市地域包括ケア検討会議
設置根拠	日進市附属機関の設置に関する条例	介護保険法第115条の48、日進市地域ケア会議設置要綱
所掌事項	<p>(1) 介護保険法第117条第1項の規定に基づく日進市介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく日進市高齢者福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 →地域密着型サービス運営部会で議論</p> <p>(3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。 →地域包括支援センター運営部会で議論</p>	<p>(介護保険法)</p> <p>第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない。</p> <p>2 会議は、厚生労働省令で定めるところにより、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下この項において「支援対象被保険者」という。)への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。</p> <p>(要綱)</p> <p>第2条 地域ケア会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高齢者の課題解決及び個別支援を的確に実施するため、多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討すること。</p> <p>(2) 地域の在宅介護に関する情報交換及び検討を行うとともに、高齢者の実態把握や課題解決のための地域支援ネットワークの構築をすすめること。</p> <p>(3) 地域課題の把握及び課題検討に関すること。</p> <p>※生活支援体制整備事業に関すること及び在宅医療・介護連携推進事業に関することについては、必要に応じてそれぞれの検討部会において議論する。</p> <p>①生活支援体制整備に関する検討部会 ②在宅医療・介護連携に関する検討部会</p>

4 第10期プラン策定支援について

○第10期プランの策定にあたり、策定を支援する事業者をプロポーザル方式により選定する。

○主な策定支援の内容（予定）

令和7年度

- ・アンケート（高齢者実態把握）調査作成、アンケート結果の集計、分析・課題の抽出、介護保険に関する現状や課題の整理 等

令和8年度

- ・人口や要介護認定者等数、介護サービス見込み量等の将来推計値の算出補助、介護保険料の算定補助
- ・会議の資料作成、第10期プランの策定支援（原案の作成） 等

○事業者選定に係るスケジュールの目安

4月下旬 公募開始（1カ月）

6月中 企画提案書の審査

7月上旬 契約

5 アンケート（高齢者実態把握）調査について

○第10期プラン策定においても、第9期策定時と同様のアンケート（高齢者実態把握）調査を実施予定。

なお、介護予防事業評価及び効果測定を行うため、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び③フレイル予防調査の対象者については無作為抽出とせず、第9期策定時と同じ対象者に同じアンケートを送付する予定。

（参考）第9期プラン策定時のアンケート実施概要

	①介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	②在宅介護実態調査	③フレイル予防調査	④介護支援専門員調査	⑤居所変更実態調査
調査対象	日進市在住の65歳以上の方 で、要介護認定を受けていない 方	日進市に在住し、要支援・要介 護認定を受け、在宅で暮らして いる方	日進市在住の65歳以上の方 で、要介護認定を受けていない 方（①の対象者を除く）	日進市内にある居宅介護支援 事業所等に勤務する介護支援 専門員の方	令和4年12月31日現在に 日進市内にある施設・居住系サ ービス事業所
標本サイズ	2,500件	1,200件	13,290件	63件	33件
有効回収数	1,559件 (うちWeb 121件)	632件	8,389件 (うちWeb 676件)	57件	31件
有効回収率	62.4%	52.7%	63.1%	90.5%	93.9%
抽出方法	無作為抽出		全数		
調査方法	郵送配布 郵送回収・Web回収	郵送配布 郵送回収	郵送配布 郵送回収・Web回収	郵送配布 郵送回収	
調査時期	令和5年1月				

6 第10期プラン策定に係るスケジュール

○第10期プラン策定に係るスケジュールは以下のとおり。※時期等は目安。現時点でのイメージであり今後の議論や進捗により随時見直す。

	令和7年度												令和8年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
高齢者福祉・介護保険事業運営協議会					●							●		4回開催予定											
地域包括ケア検討会議					●							●		3回開催予定											
部会等														必要に応じて開催予定											
プロポーザル/契約関係	←→ 提案募集		● 審査	● 契約																					
アンケート		←→ 内容/対象検討						←→ 実施	←→ 分析/課題抽出			● 報告													
第10期プラン														←→ 検討						● パブコメ案				● 完成	
パブコメ																							←→ 実施/回答		

7 その他

○2027年度に向けた介護保険制度改正は、厚生労働省に設置されている社会保障審議会介護保険部会及び「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で、介護報酬改定は、社会保障審議会介護給付費分科会においてそれぞれ議論されるため、各会議の動向を注視する必要がある。